

## 岡山県生涯学習センター 情報・創作棟 無線LAN利用規則

### (目的及び承諾)

- 第1条 本規則は、岡山県生涯学習センター（以下「当センター」という。）が情報・創作棟を利用する者の利便性の向上を図ることを目的として整備した無線によるインターネット接続（以下「無線LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。
- 2 本サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、本利用規則を承諾したものとみなす。

### (本サービスの内容)

- 第2条 利用者は、借用した日時及び場所で、無線LANを利用することができる。ただし、当センターが必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

### (利用者の要件)

- 第3条 利用者は、情報・創作棟内の各室を借用した者に限るものとし、事前の申請のない者には利用は認めない。

### (遵守事項等)

- 第4条 無線LANに接続する通信機器（パソコン等、Wi-fi 対応機器を含む。（以下同じ。）は、利用者が準備するものとする。
- 2 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

### (利用の停止)

- 第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当センターは事前に通知することなく、直ちに該当利用者の利用者資格の停止または取り消すことができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他の利用者として不適切と当センターが判断した場合

### (禁止事項)

- 第6条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 他人への誹謗中傷、名誉もしくは信用を損する使用行為
  - (2) 犯罪的行為、またはこれを誘発・扇動する使用行為
  - (3) 他人の知的財産やその他の権利を侵害、もしくは侵害の恐れのある使用行為
  - (4) 他人のプライバシー・肖像権・財産を侵害、もしくは侵害する恐れのある行為
  - (5) 他人になりすましての利用や有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
  - (6) 不特定多数の者に対し、本人の同意を得ることなく商業的宣伝や勧誘の電子メールを送信する使用行為
  - (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為

- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) 第三者の電気通信設備の利用・運営に支障を与える使用行為
- (10) その他公序良俗に違反、または他人の権利を著しく侵害する使用行為
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反しまたは違反する恐れのある行為

2 前項に該当する利用者の行為によって当センター、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第7条 当センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守または工事を定期的または緊急に行うとき。
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなったとき。
- (3) 無線LANのシステムに係る設備またはネットワークの障害その他やむを得ない事由があるとき。
- (4) その他、当センターが無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断したとき。

2 無線LANの運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、当センターは一切責任を負わないものとする。

(免責事項)

当センターは、本サービスの利用に際してのいかなる損害についても、保証及び責任を負わない。

- (1) 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、当センターは一切の責任を負わない。
- (2) 無線LANの運用中止により、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、当センターは一切責任を負わない。
- (3) 本サービスを通じての個人情報等の登録や提供、または利用者が収集したデータの消失等について、一切の保証を及び責任を負わない。
- (4) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、費用は負担しない。
- (5) 本サービスを利用することにより、他者との間で生じた紛争等について、理由にかかわらず、一切の保証及び責任を負わない。

(規約の変更)

第8条 当センターは、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

この規約は、令和5年12月12日から施行する。